

橋本市空家等対策プロモーション計画【様式2】

物件調査報告書

台帳番号		所在地			
現地調査日		(住居表示)			
使用実態	水道	電気	ガス	その他	
判定					
管理不全空家等					
判定					
特定空家等					
判定					
周辺への 悪影響	影響範囲	度合	悪影響の内容		
接道状況	方位	幅員	市道等認定状況	基準法上	
建物現況	床面積	用途	構造	建築時期	排水
土地現況	面積	地目	境界確定	用途地域	容積建蔽
災害警戒 区域等			災害被災 状況等		
所有者等 調査状況	登記名義 共有者数	相続未登記	物件管理者特定状況		
建物					
土地					

第 年 月 日 号

様

橋本市長

管理不全空家等に対する措置について（指導）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定による「管理不全空家等」に該当すると認められた下記の空家等について、下記のとおり当該「管理不全空家等」が法第 2 条第 2 項の規定による「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第 13 条第 1 項の規定に基づき指導します。

記

対象の空家等	所在地	橋本市
	土地所有者氏名	
	建物所有者氏名	
指導内容		
指導の事由		
指導の責任者	所属	橋本市 部 課
	職氏名	
	連絡先	

備考：

- 一、指導内容の実施後、遅滞なく指導の責任者に報告してください。
- 一、状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれが大きいと認められる場合は、法第 13 条第 2 項の規定に基づき必要な措置をとるよう勧告することがあります。
- 一、対象の空家等の敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、法第 13 条第 2 項の規定による勧告を受けることにより、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 年 月 日 号

様

橋本市長

管理不全空家等に対する措置について（勧告）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定による「管理不全空家等」に該当すると認められた下記の空家等について、 年 月 日付け第 号により、法第 13 条第 1 項の規定に基づき指導しましたが、改善がなされていません。

下記のとおり当該「管理不全空家等」が法第 2 条第 2 項の規定による「特定空家等」に該当することとなることを防止するために必要な措置をとるよう、法第 13 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

対象の空家等	所在地	橋本市
	土地所有者氏名	
	建物所有者氏名	
勧告に係る措置の内容		
措置の期限	年 月 日	
勧告に至った事由		
勧告の責任者	所属	橋本市 部 課
	職氏名	
	連絡先	

備考：

- 一、措置の実施後、遅滞なく勧告の責任者に報告してください。
- 一、対象の空家等の敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 一、状態が改善されず、特定空家等に該当すると認められる場合は、法第 22 条第 1 項の規定に基づき必要な措置をとるよう勧告することがあります。

第 年 月 日 号

様

橋本市長

空家等活用促進区域の空家等の活用について（要請）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 7 条第 5 項の規定による空家等活用促進区域内の下記の空家等について、下記のとおり空家等活用促進指針に定めた誘導用途に供するために必要な措置をとるよう、法第 16 条第 1 項の規定に基づき要請します。

記

対象の空家等	所在地	橋本市
	土地所有者氏名	
	建物所有者氏名	
要請内容		
要請の事由		

様

橋本市長

特定空家等に対する措置について（指導）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の規定による「特定空家等」に該当すると認められた下記の空家等について、下記のとおり周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 22 条第 1 項の規定に基づき指導します。

記

対象の空家等	所在地	橋本市
	土地所有者氏名	
	建物所有者氏名	
指導内容		
指導の事由		
指導の責任者	所属	橋本市 部 課
	職氏名	
	連絡先	

備考：

- 一、指導内容の実施後、遅滞なく指導の責任者に報告してください。
- 一、状態が改善されないと認められる場合は、法第 22 条第 2 項の規定に基づき必要な措置をとるよう勧告することがあります。
- 一、対象の空家等の敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、法第 14 条第 2 項の規定による勧告を受けることにより、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 年 月 日 号

様

橋本市長

特定空家等に対する措置について（勧告）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の規定による「特定空家等」に該当すると認められた下記の空家等について、 年 月 日付け第 号により、法第 22 条第 1 項の規定に基づき指導しましたが、改善がなされていません。

下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 22 条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

対象の空家等	所在地	橋本市
	土地所有者氏名	
	建物所有者氏名	
勧告に係る措置の内容		
措置の期限	年 月 日	
勧告に至った事由		
勧告の責任者	所属	橋本市 部 課
	職氏名	
	連絡先	

備考：

- 一、措置の実施後、遅滞なく勧告の責任者に報告してください。
- 一、上記の期限までに正当な理由がなく措置をとらなかった場合は、法第 22 条第 3 項の規定に基づき当該措置をとるよう命令することがあります。
- 一、対象の空家等の敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該特例の対象から除外されることとなります。
- 一、災害その他非常の場合においては、法第 22 条第 11 項の規定に基づき当該措置について緊急代執行の手続に移行することがあります。

第 年 月 日 号

様

橋本市長

特定空家等に対する措置について（命令前通知）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の規定による「特定空家等」に該当すると認められた下記の空家等について、 年 月 日付け第 号により、法第 22 条第 2 項の規定に基づき勧告しましたが、措置がなされていません。

このまま措置がなされない場合は、法第 22 条第 3 項の規定に基づき当該措置をとるよう命令することとなりますので、同条第 4 項の規定に基づき通知します。また、本通知書の交付を受けた者及びその代理人は、本件に関し、意見書及び自己に有利な証拠を提出することができる旨、申し添えます。

記

対象の空家等	所在地	橋本市
	土地所有者氏名	
	建物所有者氏名	
命じようとする措置の内容		
命じようとする事由		
意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先	宛名	橋本市 部 課 宛
	送付先	橋本市東家一丁目 1 番 1 号
	連絡先	
意見書の提出期限	年 月 日	

備考：

- 措置を実施した場合は、遅滞なく勧告の責任者に報告してください。
- 本通知書の交付を受けた者は、法第 22 条第 5 項の規定に基づき、本通知書の交付を受けた日から 5 日以内に、橋本市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

第 年 月 日 号

様

橋本市長

公聴会の開催について（通知）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 5 項の規定による公開による意見の聴取の請求があったので、同条第 6 項に規定に基づき公聴会を開催します。

つきましては、法第 22 条第 7 項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

対象の空家等	所在地	橋本市
命じようとする措置の内容		
命じようとする事由		
公聴会	開催日時	年 月 日 時 分開始
	開催場所	
問い合わせ先	所属	橋本市 部 課
	職氏名	
	連絡先	

備考：

- 一、措置を実施した場合は、遅滞なく勧告の責任者に報告してください。
- 一、本通知書の交付を受けた者は、法第 22 条第 8 項の規定に基づき、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利証拠を提出することができます。

橋本市空家等対策プロモーション計画 【様式 11】

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 6 項に規定に基づき公聴会を開催するので、同条第 7 項の規定により公告する。

年 月 日

橋本市長

対象の空家等	所在地	橋本市
命じようとする措置の内容		
命じようとする事由		
公聴会	開催日時	年 月 日 時 分開始
	開催場所	
問い合わせ先	所属	橋本市 部 課
	職氏名	
	連絡先	

第 年 月 日 号

様

橋本市長

特定空家等に対する措置について（命令）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項の規定による「特定空家等」に該当すると認められた下記の空家等について、 年 月 日付け第 号により、法第 22 条第 4 項の規定に基づき通知しましたが、措置がなされていません。また、正当と認められる理由もないことから、法第 22 条第 3 項の規定に基づき当該措置をとるよう命令します。

記

対象の空家等	所在地	橋本市
	土地所有者氏名	
	建物所有者氏名	
命令する措置の内容		
措置の期限	年 月 日	
命令に至った事由		
命令の責任者	所属	橋本市 部 課
	職氏名	
	連絡先	

備考：

- 一、措置を実施した場合は、遅滞なく命令の責任者に報告してください。
- 一、本命令に違反した場合は、法第 30 条第 1 項の規定に基づき、50 万円以下の過料に処せられます。
- 一、上記の期限までに措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第 22 条第 9 項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。
- 一、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に橋本市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったこ

橋本市空家等対策プロモーション計画 【様式 12】

とを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)。また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、橋本市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

橋本市空家等対策プロモーション計画 【様式 13】

標 識

下記の空家等について、 年 月 日付け第 号により、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項の規定に基づき、所有者等に対し、下記の措置をとるよう命令しています。

年 月 日

橋本市長

記

対象の空家等	所 在 地	橋本市
命令した措置の内容		
措置の期限	年 月 日	
命令に至った事由		
命令の責任者	所 属	橋本市 部 課
	職 氏 名	
	連 絡 先	

第 号
年 月 日

様

橋本市長

空家等に係る事項に関する報告について（報告徴収）

下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行のため、下記のとおり当該空家等に関する事項について、法第 9 条第 2 項の規定に基づき報告を求めます。

記

対象の空家等	所在地	橋本市
	土地所有者氏名	
	建物所有者氏名	
報告を求める内容		
報告の期限	年 月 日	
報告書提出先	担当	橋本市 部 課
	連絡先	

備考：

- 一、上記の期限までに報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、20 万円以下の過料に処されることとなります。
- 一、当該空家等が特定空家等に該当すると認められた場合、又は既に当該空家等が特定空家等に該当すると認められている場合、法第 22 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言・指導、勧告、命令を行うことがあります。
- 一、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に橋本市長に対し審査請求をすることができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 8 条及び第 14 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、橋本市長を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以

橋本市空家等対策プロモーション計画 【様式 14】

内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

年 月 日

橋本市長

住所
報告者 氏名
連絡先

空家等に係る事項に関する報告書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づき、 年 月 日付け第号により報告を求められた空家等に係る事項について、下記のとおり報告します。

記

対象の空家等	所在地	橋本市
	土地所有者氏名	
	建物所有者氏名	
報告事項		

第 号

立入調査員証

所 属	橋本市	部	課
職 氏 名			
生年月日	年	月	日



上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。

年 月 日発行 (年 月 日まで有効)

橋本市長



(裏面)

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抜粋）

第 9 条（略）

- 市町村長は、第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 第 2 項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

本立入調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。